

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和3年10月01日	京都府スマイルママ・ホット事業委託	予定総額 11,361,191		子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	医療法人仁愛会川村産婦人科 他22件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
002	令和3年12月13日	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）における申請書の受付等に係る業務委託	68,475,000		子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	株式会社パソナ パソナ・京都	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
003	令和3年04月01日	日本電気株式会社製端末保守経費（福祉医療分）	9,118,560		子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	福祉医療オンラインシステム端末 機器等運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
004	令和3年12月01日	特例給付の見直しに伴う令和3年度ACOS児童手当システムの改修（開発）	51,968,545		子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	特例給付の見直しに伴う令和3年度ACOS児童手当システムの改修 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
005	令和4年03月01日	特例給付の見直しに伴う令和3年度ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）	5,959,360		子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	特例給付の見直しに伴う令和3年度ACOS児童手当システムの改修 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
006	令和3年04月01日	令和3年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託	12,782,407		子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
007	令和3年04月01日	令和3年度京都市保育人材確保事業	13,240,741		子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
008	令和4年01月14日	造作家具類（京都市楽只保育所）	6,039,000		子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	株式会社吉川工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号	物品	無		
009	令和3年04月01日	令和3年度障害児保育対策費支給に係る対象児童の判定のための訪問調査業務	7,304,427		子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
010	令和3年04月01日	令和3年度放課後ほっと広場事業の委託	105,980,688	112,736,224	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	京都市学童保育所管理委員会他1 件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
011	令和3年04月01日	令和3年度京都市児童館事業（民設児童館）に関する委託	981,251,854	1,000,235,219	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人 京都社会福祉協会 他34件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
012	令和3年04月01日	令和3年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託	33,502,997	34,798,187	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人 信愛保育園他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
013	令和3年07月30日	「令和4年京都市はたちを祝う記念式典」の運営業務委託	15,200,000		子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無	
014	令和3年12月15日	「令和4年京都市はたちを祝う記念式典」の会場使用及び設置委託	9,000,196		子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課	株式会社京都産業振興センター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市スマイルママ・ホッと事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和3年10月1日
- 4 履行期間  
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
  - ・京都市左京区下鴨高木町40番地  
医療法人仁愛会川村産婦人科
  - ・京都市左京区下鴨泉川町62  
森産婦人科医院
  - ・京都市左京区北白川山ノ元町47  
一般財団法人 日本バプテスト連盟医療団 日本バプテスト病院
  - ・京都市中京区間之町通押小路上る鍵屋町481  
医療法人財団今井会 足立病院
  - ・京都市中京区壬生東高田町1番地の2  
地方独立行政法人 京都市立病院機構 京都市立病院
  - ・京都市右京区太秦土本町2番1  
公益社団法人京都保健会 京都民医連中央病院
  - ・京都市山科区音羽珍事町2番地  
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院
  - ・京都市下京区万寿寺通烏丸西入御供石町357  
医療法人種田産婦人科
  - ・京都市下京区西七条市部町132番地  
南部産婦人科医院
  - ・京都市下京区西洞院通松原下ル永倉町558  
医療法人社団美友会 産科・婦人科松本クリニック
  - ・京都市南区四ツ塚町1番地  
医療法人財団今井会足立病院 第二足立病院
  - ・京都市南区唐橋平垣町68  
島岡医院
  - ・京都市右京区太秦垂箕山町13番地3  
医療法人柏木産婦人科

- ・京都市西京区上桂宮ノ後町6－8  
医療法人倅生会 身原病院
- ・京都市西京区桂御所町1番地  
三菱京都病院
- ・京都市西京区山田平尾町17番地  
社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院
- ・京都市伏見区銀座町2丁目342  
医療法人藤田産科婦人科医院
- ・京都市伏見区醍醐高畑町30-15  
醍醐渡辺クリニック
- ・京都府向日市寺戸町七ノ坪170番地  
医療法人社団ハシイ産婦人科
- ・京都市山科区安朱中小路町28番1  
まこと助産院
- ・京都市南区久世上久世町687-2  
桶谷助産院
- ・京都市北区紫野上柳町11番地2  
あいあい助産院
- ・京都市下京区塩屋町188番地  
ONE DROP baby.mamSHIJO

6 契約金額（税込み）

11,361,191円（予定総額）

7 契約内容

京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱に基づき、事業を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

産後の体調不良，又は育児に不安があり，かつ家族から母子への支援が受けられない方への支援を京都市内の全地域の医療機関等で提供する必要がある。

そのため，本市から行った医療機関等への受託希望調査において，本市と委託契約を締結したい旨を申し出たもののうち，要綱第2条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしている。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

京都市スマイルママ・ホッと事業は，産後の母親が身近な地域で安心して育児を開始できることを考慮し，京都市内の全地域で実施できる体制が望ましい。委託医療機関等は，本市が実施した医療機関等への受託希望調査において，本市と委託契約を締結したい旨を申し出たものであり，委託先として選定するものである。



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）における申請書の受付等に係る業務委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

（当初）令和3年12月13日

（変更後）令和4年2月28日

### 4 履行期間

令和3年12月13日から令和4年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通四条上ル筈町691番地

株式会社パソナ パソナ・京都

### 6 契約金額（税込み）

（当初）68,475,000円

（変更後）70,510,000円

### 7 契約内容

「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）」を実施するにあたり、申請書等の受付や電話対応等の業務を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者等に対して給付を行うものであり、児童手当の認定基準、認定状況及び変更事項等について逐一把握する必要がある。可能な限り早期に対象者への給付を行うという本事業の趣旨の観点から、児童手当の業務を委託している本契約の相手方以外の事業者では受託が困難であり円滑な運営が実施できないと判断し、随意契約を行った。

また、本事業に支援給付金が新設されるにあたって、当初の一括給付金と同様に児童手当（特例給付を除く）の受給者等に対して給付を行うものであること、また、同一児童に係る給付金を同一保護者等に支給することがないよう一括給付金の支給状況等についても逐一把握する必要があることから、本契約の相手方以外の事業者では受託が困難であり円滑な運営が実施できないと判断し、随意契約により変更契約を行った。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
日本電気株式会社製端末保守費用（福祉医療分）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
（当初）令和3年4月1日  
（変更後）令和4年3月25日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福祉医療オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム  
東京都港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）9,118,560円  
（変更後）8,970,720円
- 7 契約内容  
各区役所・支所，京北出張所，神川出張所，子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課及び同課分室における福祉医療オンライン端末の保守経費
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
受注者である日本電気株式会社から，当初示された端末台数に誤りがあったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
特例給付の見直しに伴う令和3年度ACOS児童手当システムの改修（開発）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和3年12月1日
- 4 履行期間  
令和3年12月2日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
特例給付の見直しに伴う令和3年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム  
東京都港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
51,968,545円
- 7 契約内容  
令和4年度からの特例給付の見直しに伴い、事務が適切に行われるよう、ACOS児童手当システムの改修（開発）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既存の児童手当システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。よって、契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
特例給付の見直しに伴う令和3年度ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和4年3月1日
- 4 履行期間  
令和4年3月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
特例給付の見直しに伴う令和3年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム  
東京都港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,959,360円
- 7 契約内容  
令和4年度からの特例給付の見直しに伴い、事務が適切に行われるよう、ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既存の児童手当システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。よって、契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和3年4月1日  
(変更後) 令和4年3月31日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階 公益社団法人京都市保育園連盟
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 12,782,407円  
(変更後) 10,489,380円
- 7 契約内容  
保育の質, 専門性の向上のため, 施設長, 保育士, 調理員等の保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施し, もって児童処遇の向上を目指す。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施を見合わせた研修について, 当該研修の開催にかかる費用を委託料から減額するため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市保育園連盟は, 保育における分野ごとに, 本市保育行政の実情を踏まえた諸課題等について, 本市の民間保育施設長により協議する委員会を設置しているなど, 本市民間保育施設における保育現場の実態, ニーズにきめ細かく対応し, 保育の質向上のための効果的な研修内容・実施方法の詳細等を企画・立案し, 迅速に実行できる体制を有している市内唯一の団体であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度京都市保育人材確保事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和3年4月1日  
(変更後) 令和4年3月30日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階 公益社団法人京都市保育園連盟
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 13,240,741円  
(変更後) 13,061,816円
- 7 契約内容  
下記事業の委託
  - (1) 京都市保育人材サポートセンターの設置・運営
  - (2) 保育園就職フェアの開催
  - (3) 潜在保育士再就職支援研修の実施
  - (4) 就業継続支援研修の実施
  - (5) 保育士試験合格者のための実技支援研修の実施
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受け、当初の計画から実施回数の変更が生じたため、減額等を行うもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市保育園連盟は、京都市内の全民間保育園が加盟する唯一の団体であり、市内の各保育園等の個別の現状や保育内容、保育人材の採用状況及び求人情報等の保育人材確保に関する

る幅広い情報を既に所有しているとともに、保育園等の近況についても速やかに情報を把握できる関係にある。また、これまでから保育士等人材確保検討会議や保育士養成校との懇談会等の取組を通して、上記の関係機関と連携を行い、関係を構築してきており、労働局からは保育人材職業紹介書の登録・許可を得ており、求人・求職者をマッチングできる資格を有している。

さらに、連盟の事務局には複数の常勤職員が勤務し、これまでから保育園等と日常的にやり取りしていることから、連絡、調整など円滑に業務を進めることができる体制を有しているため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
造作家具類（京都市楽只保育所）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和4年1月14日
- 4 履行期間  
令和4年1月14日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区太秦堀ヶ内町30番地27  
株式会社 吉川工務店
- 6 契約金額（税込み）  
6,039,000円
- 7 契約内容  
造作家具の調達
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和3年12月1日付けで、契約課に入札依頼を行ったが、入札不調（応札業者なし）となったため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第 8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「オープンカウンター方式による公募型の見積り合わせ」において調達情報を掲載し、概ね1週間以上にわたり見積書を公募した結果、2業者から見積書の提出があったため、「少額随意契約における見積書の徴収に係る事務の取扱いについて（平成28年3月8日付）」に基づき、2社のうち、最も安価であった「株式会社 吉川工務店」と随意契約を締結した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度障害児保育対策費支給に係る対象児童の判定のための訪問調査業務

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階 公益社団法人京都市保育園連盟

6 契約金額（税込み）

7,304,427円

上半期分：5,583,175円

（令和3年10月21日付けで提出された実績報告により額確定）

下半期分：1,721,252円

（令和4年3月31日付けで提出された実績報告により額確定）

7 契約内容

民間保育園等に対する障害児保育対策費支給に係る対象児童を判定するにあたり、保育現場の実態に見合った判定結果とすることを目的に、子どもの発達について専門的な知見を有する者に、必要に応じて各民間保育園等の訪問調査を行わせ、判定結果の資料を作成のうえ、本市に提出させるもの

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務を実施するには、子どもの健やかな発達のために本市がより実態に即した保育士加配を実現できるよう、子どもの発達に関する高い知識を有することに加え、本市からの依頼に対して速やかに保育園等との連絡調整を行い、調査員を派遣できる体制を有していることが必要である。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市保育園連盟は、発達状況等に課題を抱える子どもに対する保育士としての関わり方などに関する専門的知識を有する者を民間保育園に派遣し、園長、職員からの相談に応じる「巡回相談事業」を実施している。このため、子どもの発達に関して高い知識を有する調査員の派遣体制を有している。

また、市内全ての民間保育園等との連絡・調整機能を有する唯一の法人であり、各民間保育園等と速やかに連携を図り、調査員を派遣することが可能である。さらに、上記の巡回相談事業を実施している当該法人が調査を行うことで、各保育園の様子及び対象児童の発達状況について詳細に把握したうえでの調査ができるため、保育現場の実態に応じた適切な判定が可能である。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和3年度放課後ほっと広場事業の委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

- (1) (当初) 令和3年4月1日  
(変更前) 令和4年2月17日  
(変更後) 令和4年3月31日
- (2) (当初) 令和3年4月1日  
(変更後) 令和4年3月31日

### 4 履行期間

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

- (1) 京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
京都市学童保育所管理委員会
- (2) 京都市伏見区桃山町大島38-110  
社会福祉法人美樹和会

### 6 契約金額(税込み)

- (当初) 105,980,688円
- (変更前) 112,736,224円
- (変更後) 124,956,513円

### 7 契約内容

放課後ほっと広場事業の委託

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

契約の相手方の人件費相当額の変更, 事業実績に係る加算, 利用料金実績に基づく委託料の調整等により, 委託料に変更が生じたため。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
（当初）令和3年4月1日  
（変更前）令和4年2月28日  
（変更後）令和4年3月31日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
（当初） 981,251,854円  
（変更後） 1,000,235,219円  
（最終） 1,074,484,012円
- 7 契約内容  
京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の相手方の人件費相当額の変更，事業実績に係る加算，利用料金実績に基づく委託料の調整等により，委託料に変更が生じたため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
各委託先は，児童館という児童厚生施設を有しているのみならず，地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており，これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他

## 委託先一覧(民設)2

法人名	法人住所
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
社会福祉法人 京都社会福祉協会	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2号
社会福祉法人 柗野保育園	京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地の2
社会福祉法人 京都保育センター	京都市北区大將軍坂田町8番地1
社会福祉法人 西陣会	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2
宗教法人 日本基督教団京都教会	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地
社会福祉法人 平松の会	京都市左京区岩倉中在地町32番地
社会福祉法人 六満学園	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地
社会福祉法人 大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5
社会福祉法人 常盤福祉会	京都市山科区東野南井上町9番地の2
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市中京区河原町通り三条上ノ下丸屋町423番地
社会福祉法人 清和園	京都市南区久世川原町79番地
社会福祉法人 向上社	京都市右京区西院北矢掛町22番地
社会福祉法人 上総福祉会	京都市北区小山上総町7番地
社会福祉法人 つみき福祉会	京都市西京区松室荒堀町126番地
社会福祉法人 桂朝日福祉会	京都市西京区桂北滝川町30番地
社会福祉法人 桂・川島児童センター	京都市西京区川島栗田町40番地の4
池田児童館運営委員会	京都市伏見区醍醐池田町4番地
社会福祉法人 白菊福祉会	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59
うずらの里児童館運営委員会	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地
社会福祉法人 美樹和会	京都市伏見区桃山町大島38番地の110
社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1番地の7

## 委託先一覧(民設)2

桃の里児童館運営委員会	京都市伏見区淀際目町555番地
一般社団法人京都市ひとり親家庭福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内
社会福祉法人 健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地
社会福祉法人 醍醐福祉会	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13
社会福祉法人 大五京	京都市北区衣笠衣笠山町10番地
社会福祉法人 京都福祉サービス協会	京都市中京区壬生御所ノ内町39番5
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町17番地
社会福祉法人 妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15番地2
社会福祉法人 深草福祉会	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地2
社会福祉法人 鏡陵福祉会	京都市山科区御陵荒卷町50番地1
一元化民設計 34団体	

委託先名称	委託先住所
宗教法人 だん王法林寺	京都市左京区川端通三条上ル法林寺門前町36番地
単独民設計 1団体	

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
  - (1) (当初) 令和3年4月1日  
(変更前) 令和4年2月28日  
(変更後) 令和4年3月31日
  - (2) (当初) 令和3年4月1日  
(変更後) 令和4年3月31日
- 4 履行期間
  - (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
  - (2) 令和4年1月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
  - (1) ①京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20  
社会福祉法人信愛保育園  
②京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553-5  
社会福祉法人小松谷福祉会
  - (2) 京都市伏見区桃山町大島38-110  
社会福祉法人美樹和会
- 6 契約金額（税込み）
  - (当初) 33,502,997円
  - (変更後) 34,798,187円
  - (最終) 37,430,406円
- 7 契約内容  
学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の相手方の人件費相当額の変更，事業実績に係る加算，利用料金実績に基づく委託料の調整等により，委託料に変更が生じたため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「令和4年京都市はたちを祝う記念式典」の運営業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和3年7月30日  
(変更後) 令和4年1月10日
- 4 履行期間  
令和3年7月30日から令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地  
株式会社 関広
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 15,200,000円  
(変更後) 18,117,000円
- 7 契約内容  
「令和4年京都市はたちを祝う記念式典」開催に伴う事前準備から当日運営までを行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
(変更理由)  
警察指示による警備員の増員等
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、プロポーザルによる提案募集に応募してきた唯一の事業者であるとともに、提出書類及びプレゼンテーションに基づき審査した結果、評価点の合計が基準点以上を有し、また、業務を適切かつ円滑に運営できるかを総合的に判断し、選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「令和4年京都市はたちを祝う記念式典」の会場使用及び設営委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当初) 令和3年12月15日

(変更後) 令和4年 1月10日

### 4 履行期間

令和3年12月15日から令和4年1月10日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

株式会社京都産業振興センター

### 6 契約金額 (税込み)

(当初) 9,000,196円

(変更後) 10,591,218円

### 7 契約内容

「令和3年京都市はたちを祝う記念式典」の会場使用及び設営・撤去等

### 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

#### (1) 会場賃借

契約の目的を達成するためには、以下の条件を満たす必要があり、これらの条件を満たす施設は京都市勧業館みやこめっせに特定されるため。

#### ア 収容人数が市内最大規模であること

住民基本台帳登載者を基にした市内の新成人は約15,000人であり、式典参加者は例年約8,000人である。そのため、新型コロナウイルス感染症対策のため、席間の距離を確保したうえで、3回に分けた式典に各回約2,500人の収容人数を確保する必要があり、また、式典会場の他に、関係団体の控室等の複数の会場が必要となる。

#### イ 市内の中心部に近く、公共交通機関の利用に適していること

各回最大で約3,000人が来場することに伴い、大変な混雑が予想されるため、市バスや地下鉄等の公共交通機関の利用に適した市内の中心部で式典を実施する必要がある。

#### (2) 会場設営

「京都市勧業館みやこめっせ」の設営を行えるのは、同館を運営する「株式会社京都産業振興センター」に限られ、特定の1者でなければ提供できない。また、使用する式典メイン会場及びリモート会場の両会場において、舞台・看板等をはじめとした同様の会場設営を行う



必要があることから、「京都市勧業館みやこめっせ」及び隣接するリモート会場である「ロームシアター京都」の会設営は同事業者によって行う必要がある。

(変更契約の理由)

- (1) 会場の準備及び撤収時間等の延長による利用料金の増額
- (2) 警察指示による式典会場周辺のダブルフェンス他，誘導関係物品等の増額

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他